



## 政策討論会 「インド洋給油問題」

石破茂 防衛相

浅尾慶一郎 民主党「次の内閣」防衛相

2007年10月20日

07年7月の参院選での民主党圧勝で生じた「ねじれ国会」。与野党対決の最初の争点は、海上自衛隊によるインド洋沖での給油活動継続をめぐる「新テロ対策特別措置法案」だった。

11月1日のテロ対策特別措置法期限切れを前にした10月17日、政府・与党は新法案を衆院に提出。同26日からの審議入りを前に、石破防衛相と民主党「次の内閣」の浅尾防衛担当相による討論を行った。

**司会（川戸恵子企画委員）** 本日は、石破茂防衛大臣、それから民主党「次の内閣」の浅尾慶一郎ネクスト防衛大臣においでいただきました。

11月1日にテロ特措法が期限切れになります。政府・与党は先日、新テロ対策特措法案を国会に提出しました。そこで、きょうは審議入りを前に、お二人に自衛隊のインド洋給油活動と新法というテーマで討論をしていただくことになりました。2部構成で行います。第1部はお二人による主張と討論です。第2部では、まずクラブの企画委員が代表質問をいたします。その後で会場から直接質問をお受けいたします。

それでは第1部を始めたいと思います。第1部は3つに分けて行います。まず「基本的な主張」、次がお二人による「ディベート」、最後に「まとめの発言」です。基本的な主張はそれぞれ5分ずつで行っていただきます。次のディベートは、それぞれ持ち時間20分を使って相手の政策の疑問点、問題点などを質し、政策論争を展開していただきたいと思います。最後に3分間ずつ、まとめの発言をお願いいたします。最初の主張は石破さん、浅尾さんの順で発言していただきます。

**石破防衛相** 我が国は、このテロとの闘いに何をしたらいいんだろう、そういうことをずっと考えてまいりました。9.11が起こって、日本人24人を含む大勢の人が犠牲になりました。あのときのこととはありありと覚えています。

テロとの闘い、どうしたらいいのだろうか。何もしないか、お金だけ出すか、ともに闘うか、それともほかの道があるのか。

何もしないということと、お金だけ出すということであってはならない。それを我々は学んだはず。そして、ともに闘うということは、憲法の制約上、できないことです。

だとすれば何ができるのか、どういう法律によ

ってできるのか、ということを考えました。

周辺事態法でいこうという人がいました。周辺事態法を使えるだろうか。やはり使えないでしょう。いかに事態をとらえた概念とはいえ、インド洋を周辺というのは難しい。そのまま放置すれば、我が国の平和と安全に重大な影響を与える事態、そう読むのはちょっと難しい。あれは何よりも日米安全保障条約の効果的な実行に資するため、というのが目的になっている。周辺事態法を使うとすれば、我が国がいろいろな活動ができる相手方はアメリカ合衆国に限られるということになってしまう。これはだめだ。PKO法（国際平和協力法）も使えない。周辺事態法も使えない。

しかし、我が国の自衛隊というのは、法律的な根拠がなければ1mたりとも動くことができない。だとすれば、この事態に即応して、急いで何か法律をつくらねばならない。そういう必要性が、我が日本国にとってはありました。

PKO法と周辺事態法をベースにしながらテロ特措法というのをつくったのは、そういう理由に基づくものであります。何もしないという選択肢はない。お金だけ出すという選択肢もない。ともに闘うというのは憲法上認められていない。だとすれば、何ができるのか。そして選んだのがいまのやり方でございます。

アメリカとの戦いに加担するという考え方は、明らかに事実誤認です。40カ国がテロと闘っているのです。それは従来之国と国との戦争とは全く異なる。当初はアメリカもNATOも自衛権を行使した。しかしながら、基本的にそれはタリバン政権という国もしくは国に準ずる組織、それがあつたので、自衛権という構成ができた。しかし、基本的に、その本質がテロとの闘いである。だとすると、いままでとはやり方が全く違うはず。です。

テロの本質はいくらでも挙げられますが、一つは民主主義の全否定ということがあつたでしょう。

民主主義を認めたら、テロというものは成り立たない。そして、抑止力がきかない。国ではないので、国連の関与は極めて限定的である。そして、いつ、どこで、だれが、だれから、なぜ、どのようにして攻撃を受けるか、全くわからない。いわゆる戦争とはそこが本質的に違う。勝ち負けというのが、ここで勝ち、ここで負けというのがない。

そして、復讐の連鎖を呼ぶということにはならない。テロとの闘いをやめたら、テロはなくなるか。それは絶対になくならない。それが戦争との大きな違いです。したがって、軍事力と、そして民生安定、そういうものを複合的に粘り強く続けながらやっていかなければなりません。

私どもは中東地域に日本経済の基盤を依存しています。全く石油が出ない我が国は、中東に9割の石油を依存している。この依存度は、世界中で最も高い。中東地域の安定、そしてインド洋の安全というのは、そのまま我が国の国益になります。あの地域で40カ国が戦っていると申しました。そのほとんどは地上でやっているのです。

きのうもルクセンブルクの国防大臣が私のところへ来ました。9人をISAF(国際治安支援部隊)に出しています。何で日本は地上で何もやらないの?といわれます。それは、多くの人が犠牲になりながらも、それでも守らねばならない価値があると思っているからなのでしょう。

日本は洋上で補給をしている。大変な活動です。これをやめたとすれば、日本の国益はだれが守る。そして、日本の責任はどうやって果たす。そのことを私は問いたい。私は細かい議論をしようとは思いません。何のために日本国は何をするべきか。その議論をきちんとすることが、いまの日本にとって必要なことだと私は信じます。

**浅尾ネクスト防衛相** まず、冒頭申し上げたいのは、私どもも何もしないという立場には立たないということでもあります。しかしながら、何かを

する場合には、原理原則が必要です。

そのうえで申しあげさせていただければ、いまのテロ特措法については、過去、その制定のときも、そしてこの延長のときも反対をしてきたわけでありまして。決して今回、参議院選挙で勝ったから反対に回ったわけではない。

過去、反対してきた理由は何かといえば、国会の事前承認がないということでありまして。実力部隊である自衛隊を動かすにあたって、やはり国会がそれぞれ関与するべきだというのが我々の考え方でありまして。

あわせて、油の使い方については、最近、キティホークの給油の話もいろいろ出てきておりますけれども、説明責任が果たされていない。国防総省であっても、油の使い方についてはすべてを証明することはできないというような状況であるということでありまして。

つまりは説明責任が果たされていない。そしてまた国会の関与がないということは、つまりシビリコントロールが働いていない。そういう観点から、いままでテロ特措法については反対をいたしてまいりました。

昨年(2006年)12月、民主党の中におきまして、安全保障も含めた政権政策のマグナカルタというものをもとめさせていただきました。その中には、安全保障についても、原理原則を記しております。自衛権の行使については、専守防衛に限定します、我が国の平和と安全を直接的に脅かす急迫不正侵害を受けた場合に限って行動するということを書いてあるわけです。それとは別に集団安全保障というのは、自衛権とは別だということが国連で定義されております。ですから、国連平和活動への積極参加ということで、国連憲章第41条及び42条によるものも含めて、国連の要請に基づいて我が国の主体的判断と民主的統制のもとに積極的にそういうものに参加する。こういう形で、テロ特

措法に反対した後、民主党としての原理原則をさらに強化するという意味で、昨年これを確立しております。

先ほど申しあげましたように、いまのやり方ということでいうと、説明責任が果たされていないということです。裏返していうと、原理原則が確立されていないから、なかなか説明責任を果たそうと思っても果たせていないのではないだろうか。

テロとの闘いについていえば、少なくともブッシュ大統領はイラク戦争が始まる前の議会演説で、イラクはアルカイダと関係があるということを主張しております。始まった後もそのことをいつております。したがって、アルカイダをたたくためにイラクをたたくのだ、と。大量破壊兵器の議論とは別に、そのことも明確にいつておりました。

これは、我が国政府が国会に対して、アフガンの戦争とイラクの戦争とは違うという趣旨の説明をしているのとは性格が異なるわけであります。しかし、テロ特措法の条文をよく読むと、9.11テロに対する脅威を除去するために、我が国としてできることをするということが書いてあります。そうだとすると、アメリカの理解によれば、別にイラクのために使おうと、アフガンのために使おうと、それはテロとの闘いのために使っているんだということになるのではないか。そのことを石破大臣に聞けば、そうではないとおっしゃるでしょうけれども、少なくともそここの説明ができるような原理原則を日本の政府として確立していない。それも問題だと思います。

さらに申しあげるとするならば、先般の予算委員会でも、2つの任務、つまりはイラクに関する任務と、そしてアフガニスタンの戦争に関する任務、その両方に従事しても構わないんだということが、国会の答弁の中でも出てきております。そうしたことについて、我々としては問題視しているということでもあります。

後ほどのディベートで我々としての考え方を申しあげたいと思いますが、一番大切なことは、アフガニスタンを本当の意味で、テロリストの巣にならないようにすること。そしてまた、先ほど申しあげました原理原則の中で、日本としてできる協力をしていくということだと思っております。

**司会** 次にお二方のディベートに移りたいと思います。今度は浅尾さんからお願いいたします。

**浅尾ネクスト防衛相** 先ほどの石破大臣のご発言の中で、テロとの闘いは勝ち負けがない、そして復讐の連鎖はないという話がございました。

私は、若干意見を異にしております。少なくともパレスチナにおいても、あるいは世界中どこにおいても、テロリストだといわれている人を掃討する作戦の過程で、そうではない民間人がかなり亡くなっております。その亡くなった民間人の親類縁者の中で、なぜ自分の子供、親類縁者が死ななければいけなかったのかという思いから、絶望的になってテロリストのほうに加わっていくというようなケースも実際にある。そうした復讐の連鎖があるのです。軍事力だけでもって解決をしようということになって、大臣も軍事力と民生というふうにはいわれましたが、軍事力を使うんだということであれば、そこに復讐の連鎖があるのだから、ピンポイントでせん滅することが100%可能だということでない限り、無理なのではないか。

ですから、私としては、むしろ民生の安定のほう比重としては大きいのではないかということをもまず主張させていただいて、復讐の連鎖がないというふうにおっしゃったのはどういう意味で「ない」というのかをうかがいたいと思います。

**石破防衛相** まず冒頭に、勝ち負けはないということを申しました。国と国であれば、宣戦布告、最後通牒、国権の発動たる戦争、戦いが終わって、降伏するかどうするか、そして平和条約が結ばれ

たところでおしまいということになるわけです。

ところが相手がテロリストであれば、そういうことは起こらない。これでおしまいということはない。だから、そう簡単に終わらないという意味で、勝ち負けはないというふうに申しあげました。

復讐の連鎖はないというふうに聞こえたとしても、あるいはそう発言したとしたら、それは正確を欠くものであったと思います。

私は、テロと闘うのをやめたら、テロはなくなるのかというと、それは絶対になくならないということをお願いしたかった。テロというのは、復讐が目標なのではなくて、かくかくしかじかという明白な自分たちの目標があって、それを達成するために、強大な軍事力を持たないが故に、規模の小さい、あるいは被害の小さいという言葉を使うと誤解されるかもしれないが、とにかくそれをあちらこちらで起こして、いつ、どこで、だれが、だれから、なぜ、どのようにして殺されるかわからない。そういうような恐怖を連鎖させることによって体制を揺るがし、そしてみずからの思いを遂げると。強い軍事力を持たないがゆえに、あるいは国に準ずる組織や体制を持たないがゆえに、そういう戦い方をするということであります。

自分の友人が死んだり、家族が死んだりしての復讐の連鎖があるということを、私は否定しません。しかしながら、テロの本質というものは、その非対称性というところにあるのだと思う。そして自分たちの、ある意味で、これは答弁でも申しあげたけれども、実現値と期待値というのがものすごく乖離していることによってテロという手段が起こるのだと、私は思います。

圧政とか貧困とか、そういうものはテロの原因です。しかし、圧政を除き貧困を除いたら、テロがなくなるかということ、それはむしろ違うのだ。テロというのは、要は、期待値と実現値、その格差によって生じる。

浅尾さんがおっしゃるように、民間人をいかに殺さないかということは、もっともっと考えていかねばならないことだと思う。そういう意味で、いままでの戦い方で改めなければいけないことはたくさんあるのだと思う。いままでの戦い方が正しいなんていうつもりは私は全くない。

しかしながら、軍事力と民生支援での安定、そしてテロがあっても民心が動揺しないということが一番大事なんです。テロ対策の一番大事なことは、何があっても民心が動揺しないことだと思う。そのためには民生を安定させ、福祉を向上させるということをやっつけていかねばならない。民心の安定、テロに対する世論の批判、そういうものをきちんとやっつけていかないと、テロはなくなるのだと私は思っています。

**浅尾ネクスト防衛相** テロとの闘いに終わりが無いということになりますと、いつまでも続けなければいけないということになります。確かに非対称性ということは、原則としてそうだというふうに思います。しかし、なぜ非対称性があるかということ、そこにはルサンチマンという言葉がいのかもしれません、えもいわれぬ絶望というもの、あるからではないでしょうか。テロリストになってしまった人を転向させるのは難しいかもしれません。少なくともテロリストにならないような環境をつくっていくということが、まさに日本がやるべき国際貢献だと私どもは考えているわけです。それでは、インド洋で洋上給油をすることがそれにふさわしいのかといえば、私はそうではないというふうに思います。

アフガニスタンは内陸国であります、カルザイ政権ができたときのボン合意には、タリバン勢力は当事者に入っておりませんでした。そこに入っていないがために、ボン合意ができて、タリバンは反政府組織として掃討作戦の対象になった。その中でさまざまな民間人の犠牲者が出てきた。

そして、いまのアフガニスタンをみてみれば、世界のケシ栽培の9割ぐらいが行われるようになったといわれておりますし、アフガニスタン経済の6割は麻薬に依存しているというふうにいわれています。

いま必要なのはなにか。タリバンの中の、少なくとも穏健派を含めた和解であり、そして和解の後の武装解除ということがまさにやるべきことだと思います。日本ができるかどうかは別として、そこは日本がやるのにふさわしい仕事だと思う。日本は白人国でもありませんし、キリスト教を全国民が信仰しているわけでもない。さらにいえば、過去も現在も、アフガニスタンにおいて、軍事的な面で手を染めていない。そういう我が国だからこそ、それにふさわしい東京においてアフガニスタンのプロセスに参加をし、ボン合意の後のDDRという武装解除においても大きな成果を出した実績もあるのです。

しかし残念ながら、ボン合意には先ほど申しあげましたように、タリバンというものを当事者に入れられなかった。そこが問題でした。いつまでもタリバンを敵視していいのか。ほかの地域においてもテロリスト、ないしはテロリストに少しでも関係する人を全部せん滅をしようとするのか。そういうことをやっていけば、ますます民心の安定ということをいわれましたけれども、関係のない人に被害も大きくなるのではないか。やはり日本としてやるべき貢献は別にあるのではないか。インド洋において貢献するというのは、私は日本としての貢献ではないと思う。

私はイラクの戦争と日本の給油とが、これは政府が十分説明しなかったがためにといったほうがいかかもしれませんが、かなり関係があるのではないかと思っています。平成15年の3月にイラク戦争が始まります。その年の2月というのは、まさにイラクとアメリカとの間で緊張感が高まっていたときです。このときに海自による給油補給が

急激に伸びているのです。それが3月になってなぜ減ったかといえば、国会で質問され、当時小泉首相がイラク戦争においては、油は使わないと答えたからだと思います。

何を申しあげたいかという、原理原則を確立しないで、できることだけやっという姿勢だと、こうしたことになってしまうということなのです。

**石破防衛相** 私は、世界の40カ国が参加をしているということを申しあげました。きのうもルクセンブルクの国防大臣と長時間議論をした。あるいはアメリカ、あるいはイギリス、あるいはフランス、あるいはドイツ、そうした国々の国防大臣、あるいは関係議員と私は何度も何度も長い時間議論をした。それぞれの国が本当にいろんなことを考えている。無辜の民も犠牲になった。しかし、OEF(不朽の自由作戦)、ISAF、あるいはPRT(地方復興チーム)、多くの国々の若者が命を落としています。だれも死にたくない。国家もだれも死なせたくない。多くの国は、私どもの国のように洋上でしか活動しないわけではない。多くの国が何で陸上でそういうことをやっているのだろうか。みんなみんな間違いをやっているのだろうか。私はそうは思わない。

多くの国々が犠牲を払いながらOEFに、ISAFに、PRTに参加をしている。みんなそれぞれの国で大議論があり、そして政府も悩みに悩んでこうしている。

イラク戦争に反対したドイツも、あるいはフランスも、OEFにも、ISAFにも、PRTにも、みんな参加をしている。日本が仮に、この洋上補給活動をやめると、G8の中ではロシアと同じ立場に立つ。かつてアフガニスタンと戦った経験を持つロシア、それはそれなりの理由があって参加していない。日本だけがそういう立場に立つ。それでいいのだろうか。私はそうは思わない。

G8だけじゃないでしょう。オーストラリアだって、スイスだって、スウェーデンだって、フィンランドだって、韓国だって、みんな参加している。地上において、多くの犠牲を払いながらも戦っている。民生安定策だけではだめだ。軍事力とどうやってコンビネーションをとっていくか。そこがポイントです。そのコンビネーションをこれから考えていかなければいけないが、軍事力なくしてできるということは誰もいわない。浅尾さんもそうは思っておられないだろうと思う。軍事力全くなくして、アフガニスタンが安定するか。テロがなくなるか。そうは思っていないでしょう。

じゃ、軍事力はほかの国にやらせて、我々は民生だけをやるのか。そういうことであれば、我が方の安全は一体だれが守ってくれるのか。そういうことになるのです。

それでは、どの国もみんな、OEFもやめる、ISAFもやめる、PRTからも軍人は引く。そしてみんなが民生だけをやる、となる。全部の国がそういうことをやってアフガンに平和が来るのか。

**浅尾ネクスト防衛相** 我々は原理原則にしたがって、アフガニスタンに対して貢献をしていくということであります。いまのアフガニスタンは残念ながら中央政府が全土を把握している状況ではない。むしろタリバンの勢力が盛り返している状況であります。

紛争があった場合、一般に全当事者あるいは大部分の当事者を含めた停戦合意や和解がない限りは、武装解除というものが行われないわけです。アフガンの統合も完全に武装解除が行われない中で、だれがタリバンで——タリバンだから悪いというつもりは私はありません——だれが本当に悪い人なのかということが分からずに、いまOEFの地上軍も含めて掃討作戦が行われている。だからいろいろな二次被害が出ているのが現状です。

ですから、我が国としていまとるべきことは、

できれば全当事者、それがだめだとしても大部分の当事者を含めた和解ないしは停戦合意の達成に手を貸すということ。そして、その後で武装解除をやっていく。そのほうがはるかにインド洋で給油をするより役に立つと。

それが絵にかいた餅かといえば、そうではないと私は思います。なぜならば、前回のボン合意のときの当事者は、北部同盟だったのです。タリバン政権と対立をしていた北部同盟という軍閥でした。北部同盟は停戦合意の当事者であったから、あるいはボン合意の当事者であったら、武装解除にも応じた。武装解除をするだけでは民生の安定にはつながらない。社会復帰が必要だ。つまりは、兵器や武器を買い上げて、そして仕事を与えるという活動がまさに必要です。

そのために日本がやったDDRという活動は、約50億円、これはODA資金でやりましたけれども、6万人の兵員の武装解除と社会復帰に役に立った。

いまインド洋で行われている活動は、油だけで220億円です。人件費等を入れれば600億円ぐらいというふうにいわれております。が、お金のことよりは、本当の意味で役に立つかということをお願いしているわけであります。

もちろん、民生支援ということにも力を入れていかなければいけない。まず民生支援ができる環境をつくるのが大事だと思います。民生支援ができる環境をしっかりとつくる。その努力をしたうえで自衛隊が出ていくことに対しては、私どもは一切、民主党のマグナカルタをみても、それに問題があるというふうには思っておりません。

**石破防衛相** 補給量からいえば、確かに最初はアメリカが圧倒的に多かった。だけど、いまやアメリカ以外の国のほうがはるかに多い。OEFはアメリカだけでやっているわけじゃなくて、ほかの国もやっているのだから、アメリカとそれ以外の国を分けることにすごく大きな意味があるのかなとい

うと、実はそうは思わないんですね。

あの9.11後の活動というのは、アメリカは個別的自衛権、NATOとANZUSのオーストラリアは集団的自衛権ということを行使しているわけですね。アメリカとアメリカ以外を分けて、あまり声高にいうのもどうかなという気はするのです。

浅尾さんにお尋ねしたのは、じゃあ軍事はどこがやるんでしょうね、ということなのです。アフガニスタンは、それでも非軍事だけでできるとは思っていないと思う。軍事的な役割というの、どこかが負わなければいけないことですね。だとするならば、それはどこがやることになるんだろう。

**浅尾ネクスト防衛相** 別に日本が集団安全保障に基づく活動に参加をしないという整理を、私もはしていません。ですから、国連安保理の42条になりますけれども、41条はその手前のところでしょうから、42条の活動についても、その決議がある限りにおいて、我が国が主体的に判断をして参加をするということが出来る。そういう形で民主党としては整理をしております。

ただし、いまのアフガニスタンは、外国の軍隊が入ってきて、そして何も関係ない人々に二次的被害が出てしまっている。したがって、いまの掃討作戦を継続しても、プラスよりもマイナスのほうが多いのではないかと思うのです。

ですから、政治の、現実の政策の選択論としていけば、いまは、そしてまたカルザイ大統領自身が入っておりますけれども、タリバンとの和解もしなければいけない。それが大事なのです。そのために恩赦法という法律も成立した。パキスタンからムシャラフ大統領が来て、ロヤ・ジルガという会合をもう一回やりまして、そこで恩赦法という法律が成立した。

ですから、そういう中において、まずはそこで

努力をしていく。そのうえで環境が整って、環境を整えるということも政治の責任だと思いますが、自衛隊が出ていくということも十分可能だということをお願いしているわけであります。

給油地点は、確かにホルムズ海峡の外側ですが、その後、ずうっとペルシャ湾の中に入っていったというのがこの間の給油であります。3日間で全部使い切ったとすれば、ということなんです、キティホークそのものにはほかにも油が入っていた。ですから、後入れ先出しでない限り3日間で使い切ることはありません。なおかつ、そのときに、OSW(イラクの南方監視作戦)とOEFと両方の任務に従事していることもあり得るというようなことを答弁をされているわけです。これはかなり無理のある説明です。だからこそ、国防総省も、事実上全部追跡するのは不可能だというふうになっているわけです。

そもそも私は、航空母艦をもって、取り締まっているのはダウ船という非常に小さい船ですけれども、そんな小さい船を取り締まるということはなかなかあり得ない話なのではないかと思う。この3日間で何をやっているかということ、精密照準爆撃訓練とか、航空機に対する警戒訓練とか、NLPという離着陸の訓練とかをやっていたのです。これはその後の、まさにイラクでの戦争のための訓練をも、この3日間も含めて行っていたというのが正しい解釈だろうと考えます。

最後にもう一点だけ申し上げておきますと、この106日間のキティホークの航海日誌のミッションステートメントというのをみますと、イラクの作戦に従事したということは書いてありますが、OEFに従事したという艦長の司令官の声明は一切ないわけであります。そういうことを考えると、政府の説明には無理がある。

繰り返しになりますが、アメリカは、少なくともブッシュ大統領は、イラクのフセイン大統領とアルカイダとは関係があるからたたくんだという

ことを、議会においても国連の場においてもいつているわけでありませう。

日本のこの法律を読みますと、9. 11のテロに対応するからということが書いてあって、アフガニスタンのタリバンという言葉は法律の中には出てこない。アメリカとの交換公文を読むと、法律に基づいて油を供給しますということしか書いていない。どういふうに米国側に説明しているのか。「日本が供給する油は、アフガニスタンのタリバン掃討作戦のため、あるいはそれに類するための油であって、イラクとは関係ないんですよ」といふことを、外交上説明したのか。あるいは現場で説明させたのか。そのことをぜひうかがいたい。

**石破防衛相** OEFという活動に使われるといふことが必要だと、私たちは思っています。OEFに使われた。じゃ、油に色がついていて、これは日本からもらった油、これはそうじゃない、そういふうに分けられるのかいといふと、それはだれが考えたって分けられない。

キティホークの話でいえば、イラク戦争が始まったのが3月20日です。日本が補給した油といふのは、それまでに使い切っているといふ計算が、十分に成り立つといふことを説明してきました。

私たちは、日本が補給した油、あるいはそれがアメリカの補給艦に補給され、そこからアメリカの航空母艦や戦闘艦に行ったのをフォローしました。その船が何月何日どこにいたか。次の地点に移動するのにどれぐらにかかったか。そこまでにどれだけの燃料が消費されたか、それを推論するといふのは実は莫大な作業なんです。

全部足せば、何千ページにも及ぶ英語の航海日誌を1枚1枚みながら、そういふ作業をしているんです。アメリカがいつているからといふうのみにするつもりはないんです。その作業は必ずやる。徹夜をしようが、昼夜兼行だろうがやる。それで日本の油がOEFに使われた、その法律上の、

あるいは交換公文上の取り決めといふのをいかにして担保しているかといふことを説明する。それは政府の責任なんです。

では、お尋ねしますが、あの洋上における哨戒活動、ドイツの船も来ている、イギリスの船も、アメリカの船も、パキスタンの船も、フランスの船もやっている。あの活動は無意味なんですか。あの活動は全部やめたらいいんですか。

つまり、日本の補給といふのは、浅尾さんもご存じのとおり、あの広いインド洋において、船が浮かんでいるといふのは大変な抑止力なんですね。

例えばマラッカ海峡の例を思い浮かべていただければいいんですけども、冷戦時代にマラッカ海峡に海賊はほとんど出なかった。冷戦が終わり、ソビエトの船が引いた、その途端に海賊が激増した。エリツィン大統領は業を煮やして、巡洋艦を出して「撃つてもいい」といふ命令を下した。途端に海賊が激減した。これは国連の関係機関のペーパーにも出ていますが、きちんとしたパトロールが行われるといふことが、海賊行為を減らすことになる。そういうものなんです。

いまの船はヘリコプターも積んでいますから、少ない船でも何とかインド洋をカバーすることはできます。できますが、どの国も船がありあまっているわけではないんです。油の量がある一定のレベルに達すると、港まで戻って、また油を入れて出てくる。そういふことをやっている、ものすごく非効率なことになります。少ない船でどれだけ監視活動を行うか。それを有効にするのが洋上の補給作戦です。

ものすごい環境ですよ。私は2回行った。温度は45℃ぐらいですけども、甲板では直射日光の照り返しにもありますから、体感温度は55℃とか、そんなものです。甲板は鉄でできていますから、70℃以上に焼けている。海の上ですから、湿度がものすごく高い。不快指数は100を超えるんです。

船と船というのは、洋上給油しているときが一番弱いんです。ホースでつながっているのですが、油だから、銃弾一発でみんな沈んでしまうという一番危険な状態です。大きい船へは5時間も6時間も並走しながら、ものすごく悪いコンディションの中で、ものすごい危険な状況の中で補給をやっている。だれもおもしろおかしくてこんなことやりません。ただだからもらうなんて、そんな話じゃないですよ。どの国も歯を食いしばって、こういうことをやっている。それは必要だから、意味があるからやっている。洋上を使って、テロリストが、武器が、資金が、麻薬が出たり入ったりすることは止めなきゃいけない。それがスリ抜け自由なら、アフガニスタンはもっと混乱する。

その活動はもう意味ないから、日本が補給をやるのは意味ないからやめちゃえ、ということなのか。それとも、その補給という活動はほかの国がやればよいのだ、というお話なのか、どっちなのかということが1点。

2点目は、冒頭、反対の理由の中に、事前承認がないのが反対だとおっしゃった。じゃ、事前承認があったら、賛成されるのですか。説明責任が果たされないから反対だということであれば、洋上補給ということを仮に続けるとすれば、どうやったら説明責任が果たせるのか。それとも、洋上補給をやる限り、油に色がついていないので、説明責任の果たしようがないから、これは有用な活動だけど、説明責任の果たしようがないのでやらない、というお話なのか。お教えてください。

それから、まとめてお答えをいただければ結構なんですけれども、マグナカルタのお話をなさいました。ですけれども、かつてこのテロ特措法に小沢さんが率いる自由党は反対しました。この活動は憲法に違反する集団的自衛権の行使だから反対する、と小沢さんは本会議でおっしゃった。民主党もそれが反対理由の一つなのですか。あのときは小沢・自由党は、だから法案を提出するとい

って提出されましたね。

国の防衛及び自衛隊による国際協力に関する基本法を出された。いまま民主党に籍を置く国会議員の大勢の方々が賛成に名を連ねた。これの国会での質疑において、この法律をつくることによっていろいろな活動が可能になるとおっしゃった。

「この法律は集団的自衛権を認めるものですか？」という質問には、「当然です。この法律をつくることによって集団的自衛権は認められるのです」ということだった。

民主党さんの、あるいは小沢代表のいまの主張は、インド洋における洋上給油、補給は憲法違反の集団的自衛権だからだめなのだ。だから集団的自衛権を認める法律を出して、洋上補給も可能にするのだ、という議論なのか、どういうことなのかよくわからないので教えてください。

**浅尾ネクスト防衛相** 私のほうで把握している範囲で、まとめて答えさせていただきます。その前に、先ほどの私の質問にお答えいただけていないので、もう一度うかがいます。

実際にどういう形でアメリカに対して、日本はこの油はアフガニスタンないしは9.11テロと関係があるところしか使ってはいけないんですよとっているのか。イラクに対しては使っていないとっているのか。どういうふうに説明しているんですか。交換公文からはそれが読み取れないので、それをお答えください。

**石破防衛相** ごめんなさい。それは私どもの補給した油というのは、とにかくOEFに使われる。OEFのミッションというものがなければならぬ。専らイラク攻撃に使われたということになるとするならば、テロ特措法に書いてある目的には、それは当たらない。

それは、合衆国大統領が何をおっしゃろうと、主権国家日本として考えるべきものであります。

ですから、交換公文においてOEFということを行い、そして油を補給する計画をつくる时候にも、何に使うんですか？ どれだけ要るんですか？ そういうことをいちいち確認をしている。

**浅尾ネクスト防衛相** 私の質問時間ではないので恐縮ですが、一言だけ申しあげて、質問には答えさせていただきたい。私が質問した趣旨は、OEFということは、交換公文には一つもその言葉自体が出てきません。テロ特措法の第1条の目的を読めば、9.11テロに対する国際社会の云々かんぬんということで、アルカイダが行ったことに対して、国際社会がとる行動に対して、日本としてできる協力をするということが書いてある。

だから、アメリカからすれば、イラクもアルカイダと関係があるとして、OEFの中にも、あるいはイラク作戦前のイラク南方監視作戦においては、少なくともこれはテロリスト対策なんだという理屈が成り立つのではないだろうかということなんです。

そういう理屈が成り立つ中で、日本政府はどういうふうにアメリカに対して説明をしているんですか、ということをお聞きしているんです。それに対するお答えはいただいている。

ご質問の、インド洋での給油が役に立っているか、役に立っていないか。大変か、大変でないか。まず後段の大変か、大変でないかといえ、これは間違いなく大変です。

私の事務所でインターンをしていた学生が幹部候補生になりまして、その補給にも行きました。ですから、その大変さはよく知っています。

そして、役に立っているか、役に立っていないかといえ、それは補給しているという観点でいえば、役に立っているでしょう。しかし、役に立ち方がどの程度かについては、また別途政策的な議論が必要なんです。

そのうえで、テロ特措法に対して民主党として

は反対しました。事前承認がない、あるいは国会に対する説明責任がないということからです。

2006年の12月に、民主党として安全保障政策をまとめた政策マグナカルタを取りまとめました。それに従っていうならば、このOEFという活動は、国連の安保理の授權を受けた活動ではないので、論理的な帰結として次の3つのことが満たされるなら、検討に値することになる。つまりは①事前承認がある、②そして説明責任が十分果たされる、③なおかつOEFが41条ないし42条の明確なマנדレートがある。

ですから、別に我々も反対のために反対をしているわけではない。ただし、十分な説明がなされていない。イラクでの作戦について、どういうふうに説明しているんですか。どう考えても、ただ単にOEFだからいいよというふうにいわれている。OEFの具体的な定義を現場で聞いているかどうかも含めて、いままで説明を聞いていないということなんです。

**石破防衛相** わかりました。事前承認が別にあれば考えてやってもいいよということなら、それはね……。ただ、今回のように、法律が通ればそれが国会の承認だという仕組みのときに、事前承認を入れることができるのか、という気はします。

そうであれば、テロ特措法そのまま事前承認を入れる手もあり得るでしょう。あの法律に3つのプランを書きましたね。つまり補給、輸送というような任務と、被災民救援と捜索、救難、そこにいま浅尾さんがいったようなメニューを入れて事前承認にすると、あと残るのは、OEFということは何なのかきちんと聞け、ということになるわけですね。それだとすると、法律のつくり方がまた変わってくるのかなという気がするのです。それはそれでいいです。また国会で議論しましょう。

私は日本の補給が役に立っているか、立っていないかということもお尋ねしたかったんですが、諸

外国がやっていること、アメリカのみならずパキスタンやフランスやドイツや、これも大変な思いをしながらやっているわけですよ。これは意味があるのか、ないのか。それもお尋ねしたんですね。どのように評価なさるか。

どんなに有効な活動であっても、その油がOEFに使われたということがいえないんだからだめなんだ、というお話になるのか。どうなんだろう。

マグナカルタはわかるんです。私も読みました。要は、これなんですよ。小沢さんは当時反対された自由党党首でした。いまは民主党の党首です。これはアメリカの戦争に加担するもので、補給だろうと何だろうとそれは武力の行使なのだ、だから集団的自衛権でだめなのだ、と、当時主張した。だから、自分たちの法案を出すことによって、憲法の改正によらずして、集団的自衛権の行使を認めるのだ、というロジックだったんですね、当時は。このロジックでいくならばわかるんです。

浅尾さんは、リーガルマインドのある方だから、法律というものはきちんとしていなければ、夢だけ語っても仕方がないということをよくおわかりだと思います。小沢さんは反対するだけの反対ではない、ちゃんと法案をセットにするとおっしゃっていましたが、これ、民主党の中で議論されました。

**浅尾ネクスト防衛相** 民主党と自由党が合併したとき、合併の覚書において、政策の一貫性が必要であるという観点から、民主党の合併した当時の政策を引き継ぎますということになっています。

したがって、自由党当時に出された法案について、私がコメントをするということは、その点の限りにおいては適当ではない。

そのうえで、先ほど申しあげたようにテロ特措法について反対した民主党としての反対した理由がきちんとある。そして、政権政策のマグナカルタをつくって、全体の取りまとめをしたというこ

とになっております。そういう観点からいけば、集団的自衛権の行使だから反対だということを、テロ特措法ができた当時、民主党はいついていません。それはいまもそういう立場であります。

しかしながら、その後の例えばイラクとの戦争に、明白にこれが関係してくるとなれば、それはまた別の話です。つまり、日本が給油をしてそれが直ちに、例えばポールハミルトンからトマホークが発射されたということになれば、これは集団的自衛権と密接で、武力行使と一体不可分なところなのではないかというふうに思わざるを得ない。

そういうふうにいえば、それは補給した地域が武力行使の地域とは違うんだというようなもとの説明になるんだと思いますが、そこについて、明々白々な説明がいままでないのではないかなというふうに思います。

さらに申しあげるならば、いまのインド洋での存在自体が大事なんだと言ったり、あるいはシーレーンの防衛的なことをいっておられます。リーガルマインドが大事だというふうにいわれるのであれば、シーレーン防衛ということはたったの一言もテロ特措法には書かれていない。

しかし残念ながら、この間、意図的な政府からの説明は、シーレーン防衛が大事だから、テロ特措法があるんだとあたかもとれるような説明がされている。完全に法律から逸脱しているんじゃないか、というふうに思います。

**石破防衛相** これは、私も気をつけ、気をつけ、ものをいっているつもりなのです。前に、長官を務めておりましたときに、いまの日本の自衛隊法体系でシーレーン防衛はできるのかというお尋ねをいただきました。「できない」と私は答えました。それはいまも変わりません。シーレーン防衛をやると思ったならば、海上警備行動を常時出さなければならぬ以外ありません。それはあまり現実的な話ではない。

洋上で無線哨戒をし、場合によっては立入をするということをやっているのは、日本以外の船なのです。これは何度も申しあげている。

しかし、それをさらに実効たらしめているのが日本の補給活動だ、ということをお願いしています。これからそういう誤解をいただかないように、きちんと申しあげたいと思っております。それは条文上そういうことだということです。

わかりました。浅尾さんのおっしゃることは、民主党の政策を引き継ぐということだから、小沢さんが出されたこの法案は民主党においては全く存在をしていないということなのだ、ということがよくわかりました。

それから、民主党としては武力行使の一体化、集団的自衛権の行使とはとらえていないということですから、これは党首が個人的な発言でおっしゃってるのだ、ということがよくわかりました。

だとするならば、ぜひ法律をつくってください。確かにペシヤワール会は立派な仕事をしている。だけでも、その本来の活動がさらに大きな規模になって、15人や20人ではなく、100人、150人、200人になったときに、どこでやるのか。そして、その人たちの安全はだれが守るのか。自衛隊が行くの、行かないの？行くとしたときに、武器使用権限はどうなるの？そこまできちんと詰めなければ、それは政策にならない。それが出てこなければ、批判のための批判になる。

私も、テロ特措法を書いたときに、書きたいことはたくさんあった。だけど、急がなければいけない。憲法の解釈は変えられない。武器の使用権限は少しは広げたいけれども、いままでの憲法の解釈に抵触するところまでは広げられない。それは悩んで悩んで、苦しんで苦しんでテロ特措法という法律を書いたんです。

憲法の解釈を変えないとするならば、その中でどういう法律が出てくるのか。それをぜひお示し

いただいて、どっちが国益になるのか、そのことを議論するために、私は議会というのがあるんだと思う。

**司会** それは質問ですか。それとも締めくくりの発言ですか。

**石破防衛相** 答弁は必要ありません。

**司会** わかりました。では、締めくくりの発言3分ということにします。浅尾さん、最後の3分を使ってください。

**浅尾ネクスト防衛相** 鋭意まとめる方向でやっております。できるだけ速やかに我々の案を出していく。要綱レベルまでには出していききたいというふうに思っております。

60日規定を想定したうえで延ばすような決意を持って国会を延長されるのだということであれば、我々としても当然、法律を出していこうというふうに思います。

しかしながら、巷間いわれるように、11月10日ないしは11月20日ぐらいに閉めてしまおうということだとすれば、それは法律案までつくるといことは、それは法制局の皆さま方にも大変ご苦勞をいただくこととなりますので、そこまですることにはならない。要するに、法律要綱という程度のみまとめぐらいしか出せないのではないか、ということをお願いしている。

民主党としても、いまのアフガニスタンの現状に対し、できる支援はやっていく。その覚悟は持っております。そのために、先ほど来、手続等は申しあげさせていただきましたが、一方で、原理原則が大切です。原理原則というのは、説明責任でもあり、あるいはその後にもとめた政策の基本方針というところから決めていくということも大切でしょう。

そして、一番大切なのは、何が直接的に国際社会からも評価をされ、そしてアフガニスタンの国民の生活支援にも役立つのか、です。いまのアフガニスタンは中央政府が機能していないとさえいわれる。あるいは実質、停戦が成立をしていないという中で、日本として停戦の成立、和解のためにできることがあるのではないか。その和解のためにできることをやったうえで、そして、その後の武装解除あるいは民生支援ということをしていく。そうしたトータルのパッケージを出していくというふうに考えております。

**司会** ありがとうございます。これで第1部を終了いたします。引き続き第2部に入ります。まずクラブの代表がお二人に代表質問をいたします。その後、会場からの質問に移りたいと思います。

それでは、代表質問者を紹介いたします。いずれも当クラブの企画委員です。壇上のお二方からご覧になって左から山田孝男さん、そして宮田謙一さんです。よろしく願いいたします。それでは、代表質問、よろしく願います。

**代表質問** まず、石破大臣にお尋ねいたします。守屋前事務次官が防衛省の出入り業者から過剰な接待を受けていたのではないかという問題です。

大臣はきのうの記者会見で、みずから守屋さんから事情を聞くという趣旨の発言をされましたが、いつまでに、どういう方法でお聞きになり、どのように公表されるおつもりでしょうか。

**石破防衛相** 私としては必要な確認を行いたい、というのが正確な発言の趣旨でございます。私として、アクセスができない、あるいはすることが適当でない場合は、それはしかるべき者を介してでもやらねばならないと思っています。早ければ早いほうがいい。

**代表質問** 守屋さんの問題は非常に大きなイ

ンパクトがあると思います。その結果、いい、悪いは別といたしまして、やはり防衛行政に対する信頼回復が優先されるべきであるとか、あるいは洋上給油活動の一時中断はやむを得ないとか——、大臣の連日の奮闘にもかかわらず、世論の受けとめ方としても、必ずしも洋上給油活動の一時中断が日米同盟にとって死活的な不利益ということではないのではないか、という考え方のほうがやや優勢になっている局面であると思います。この局面を政府として打開されるためには、日米同盟あるいは国際的信用の維持にとって、どのような不利益があるのかということをもう一段具体的に説明なさらないといけない局面だと思えますけれども、この点、いかがですか。

**石破防衛相** これが中断したならば、今日ただいま突然に何らかの不利益が現出するということは、考えにくいんだと思います。国益というのは、ある日突然に得られるものでもないし、ある日突然に失うものでもありません。しかし、それは1カ月、半年、1年とじわじわと出てくるものなのでしょう。

そのオペレーションが大事であればあるほど、どこかの国がそれは補います。だから、困らないじゃないかということが起こるのかもしれませんが、ですけれども、日本はそれを負わないということになります。そして、本当にそれでいいんだろうかということに気がついたときは、多分遅いんだろうと思います。そういうものだと思えます。

日本人は、そういうことに遭遇したことがない。あまりいうとオオカミ少年みたいに思われる。けれども、この国はどう生きるべきなのかということを示したくて、私は各国の支援・協力がどう行われているかを何度も何度もお示ししているのです。

**代表質問** いま日米関係、日米同盟の話が出たんですけれども、その関連でお尋ねします。

先日、アメリカの国防総省がこの給油問題をめぐって声明を出しました。長い声明なんですけれども、要するに、米国は日本からOEFのための給油を受けた。それから、日本から給油を受けた油がどのように使われたのか、最終的なところまで捕捉するのは困難がある、と。

石破さんは、この国防総省声明をどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。これはアメリカ側としてはこれ以上説明する必要はないという意思表示なのでしょうか。

**石破防衛相** 実に率直なアメリカのステートメントだと思っています。それはOEFに使われたよということをいい、さはさりながら、油は混ぜちゃうんだから、これは日本からもらったのでねなんて、そういうようなことは実際にはできないでしょう。だけれども、きちんとOEFのために使ったよ、ということをおっしゃっているのだ、というふうに私は理解をしています。

じゃ、日本としてはどうするんだという話ですが、それは混ぜちゃうかもしれない。本当にここからここまでといえないかもしれない。けれども、例えば80万ガロンだとするならば、それを何日でどのように使ったのか、明々白々OEF以外に使ったというようなことはあり得ないのだということまでは検証ができる。その作業はきちんとする。それが防衛行政だと私は思っています。

**代表質問** 浅尾さんはこの国防総省声明をどのように評価されていますか。

**浅尾ネクスト防衛相** もうアメリカとしては、何だかつまんないことを日本がいつてきているな、というフラストレーションのあらわれじゃないかなと、簡単にいえばそんなところで。

先ほど石破大臣に申しあげたんですが、恐らく、現場でOEFというものの定義をしっかりとてな

いんではないか。あるいはOIF(イラクの自由作戦)という定義をしてないんではないか。

現場での会話が外交機密だということで、いまままで明らかになっていないんです。交換公文は明らかにしていますが、交換公文をみても、法律の趣旨に則って、と。そして法律はテロリストに対する対応とある。そのテロリストに色があるのか。油に色が無いというふうにおっしゃいましたが、アメリカにすれば、イラクがテロリストの巣窟だといっているのであれば、そこも色が無いということになってしまうのではないかと思います。

そういう中で、アメリカ側からすると、不満のあらわれが、あの声明ではないかなと思います。

**代表質問** 大臣はこの後もなおアメリカ側に説明は求めていくということでしょうか。

**石破防衛相** そのとおりです。

**代表質問** 新法に基づいて油を供給する。その場合に、やはり油には色がついていないのだから、アフガニスタンの作戦に使われる場合もあるし、イラクその他に使われる場合もある、というアメリカ側の解釈でいくのか。あるいはこれまでのように、疑惑を呼ばないように、何らかの扉を立てて、あくまでもアフガニスタン作戦に日本の提供した油は使われるということを担保するつもりなのか。また、もしそれをするとすれば、技術的にどのようにできるのか。

**石破防衛相** 今回、私どもいろんなことを学んだのです。日本の補給艦からアメリカの補給艦が補給を受け、それがアメリカの戦闘艦に行くというケースが問題なのであって、その場合にきちんとしてくださいね、ということをおっしゃると確認できるかということだ、と私は思っています。

日本の船がアメリカの戦闘艦やイギリスやドイツ、フランスの戦闘艦に給油するときは、なるほどある程度確認はできるのです。そうじゃない場合に、どう厳格性を担保するか。そしてこれから先も、こういう確認を行うよ、ということをお互いにきちんと認識しておくことは必要です。

**代表質問** 給油艦を間に挟むと使途が分かりにくくなるから、給油艦に対する給油はやめようという話が一時あって、大臣は、それは無理だというようなことをいわれたように記憶しているんですが、新法では、給油艦に対する給油というのはやらないんですか、やるんですか。

**石破防衛相** これは法律上「補給艦を除く」と書くことはいたしません。それは補給艦とは何ですか、という定義にもよりますし、補給艦だけでもいくつも種類もあります。弾薬を運んでくる船とかなんとか、そういうものとの区別をどうするか——もちろん日本は弾薬を供給するわけではありませんが。そういうのは、法律的に非常に書きにくい。法律条文に書くのになじまない、ということだと思います。

そうすると実施計画、実施要綱の中で書くかということになる。先ほど申しあげましたように、法律の目的外には使われないということがクリアになるような措置が講ぜられるとするならば、それは交換公文レベルよりももっと下のレベルになるんだと思います。けれども、それは、補給艦を除くということに、何か積極的な意味があるかといえば、それはないのだ、と私は思います。

**代表質問** 浅尾さんはこの点どうお考えですか。

**浅尾ネクスト防衛相** 一般的に考えれば、なぜ補給艦に補給しなければいけないのかということに尽きるわけです。別に補給艦に補給する必要はない。ですから、補給艦は除いたほうがいいだろ

うということになります。

**代表質問** 民主党の対案についてお尋ねしたいと思います。先ほどもご説明がありましたが、もう一度お尋ねさせていただきたい。民主党の対案というのは、いつまでに、どのようなものをつくるのでしょうか。

**浅尾ネクスト防衛相** これからたたき台を、党の部門会議にも示していくということになりますけれども、来週中には、党の部門会議で意見集約をして、そしてその次の週ぐらいの民主党のNC（次の内閣）で確認する。その段階ということであれば、考え方、あるいはその要綱、まずできても要綱ぐらいまでだろうと思う。具体的な法律案ということになれば、かなり技術的なことも含まれる要素があるわけでありまして、それは、本気で政府がいまの法案を会期を延長してでもやろうという姿勢をみせるのであれば、我々もそれに対してしっかりと法律レベルまでのものをつくっていかなければいけないと思います。が、そうでないとするならば、考え方の取りまとめというレベルになるだろうと思います。

その考え方は来週中、あるいは遅くとも再来週の水曜日までにはまとめるということです。

**代表質問** 政府の出方によってというところが、いま一つよく理解できないんですが、一連の国際的な努力に対して座視はしないと、日本としても役割を果たすべきだというお考えだろうと思います。であるなら、民主党としての対案というものを、相手の出方次第という話ではなくて、党としてきちっと法案の形で出す。これが、2大政党の一翼を担うと自負される党としては当然のことかと思うのですが、なぜやらないんでしょうか。

**浅尾ネクスト防衛相** 法律案というものを、法制局を通すには、それなりの時間がかかります。

ですから、法律の要綱ないしは考え方までについてはまとめるということをお約束しております。その物理的な時間が確保できないタイミングで国会が閉まってしまうということであれば、それはまた次の通常国会に出してこられたときまでには間に合わせるということでもあります。別に要綱をまとめた段階で、そこから外れるような法律を出すということではないので、そこは法律までつくれる時間があるかないかにかかっているということです。

**代表質問** 民主党がこれから来週にもお考えになるという対案には、自衛隊の派遣とは盛り込まない方向ではないかという一部の報道がありますが、何らかの形で自衛隊の派遣というものは盛り込まれないんですか。

**浅尾ネクスト防衛相** 必ずしもその自衛隊の派遣が盛り込まれないという案にはなりません。しかしながら、先ほど申しあげましたように、停戦の合意が仮にできた場合には、これはひょっとしたらそれはPKO法のままでもできるかもしれない。ですから、自衛隊の派遣を100%否定するものではない、ということではありますが、しかし、ここで一つだけはっきり申しあげておかなければいけないことがあります。現在のアフガニスタンにおいて、テロリスト掃討作戦というものが、当初目的としている以上に二次災害、コラテラルダメージといわれるものが大きい。なおかつ我が国の自衛隊はそういうものに即している組織だというふうには判断をしておりませんので、そうした戦闘行為に参加するということにはなりません。

**代表質問** 民主党でこれまでこの件で党内論議があったのか、なかったのかというのは非常に注目されています。いま、浅尾さんは、2006年の政策マグナカルタがあるじゃないかということをおっしゃった。しかし、その時点では今日のような洋上給油活動かISAFかというような議論は、

世間にもなかったし、政界にもなかったわけです。あの時点で、国連平和活動への積極参加というレベルの抽象論を文書でまとめたからといって、党内論議があったというのはいささか不誠実な説明ではないかと思いますが、いかがですか。

**浅尾ネクスト防衛相** 確かにおっしゃるように、アフガニスタンの現状についてどうするかという話を、その当時はしていないというのは事実です。

ですから国連憲章の41条、42条の活動については、それがあつた場合には、「我が国の主体的な判断に基づいて」と。主体的な判断というのは、具体の事実に即して判断をしていくという意味です。去年の段階で、アフガニスタンの個別具体のことについてについて議論してないのは事実です。けれども、原則については、これは全議員が参加した懇談会の中で、このマグナカルタを相当な時間をかけて決めたものでありますから、この原則についてしっかりと議論したことは事実であります。

**代表質問** 原則はわかりますけれども、小沢さんのISAF参加論が「プレス民主」に突然出て、総合雑誌の「世界」11月号に突然論文が出た。そこで、いろいろと異論があるけれどもやはり小沢さんの手前、これと何とかつじつまを合わせようとして、皆さん、浅尾さんを含めて四苦八苦されているように見えるんですけども、この認識は間違っていますか。

**浅尾ネクスト防衛相** ですから、原則についてまとめたということでもあります。この原則にも「国連の要請に基づいて我が国の主体的判断と、民主的統制のもとに積極的に参加する」というふうに書いてあります。

我が国の主体的判断ということについていえば、いま党内で、アフガニスタンの現状についてヒアリングをしております。その中で、何をしていたらいいかということについて、取りまとめをし

ているわけでありませぬ。そういう観点から今後、具体的にやることについて来週中にまとめていきたいということだ。

**代表質問** 浅尾さんは、先ほど国連憲章42条に基づく行動に日本は参加できる、と民主党は整理しているとおっしゃいました。つまり42条に基づく武力行使、国際安全保障のオペレーションであれば、自衛隊が戦闘正面に立つこともあり得るという解釈になるんだらうと思うんですが、それは民主党の中で了解事項になっているんだらうかという気がするんですが。

**浅尾ネクスト防衛相** 先頭切って自衛隊が参加するということを民主党としていつているわけではありませぬ。しかしながら、先ほど石破大臣も、じゃ日本は何もやらなくていいのか、ということになれば、やはり国連という、しかも安保理決議があるということであれば、アメリカだけではなくてイギリスもフランスも、中国もロシアも、利害が相対する各国が反対をしていない、拒否権を発動してない、なおかつ15分の9という条件が満たされれば、その中において、そういう条件がある場合には参加する要素になるということでありませぬ。いまのように、アメリカが何かを決めたら、武力行使と一体になるからということだ、言い訳的に武力行使にならないようなところに関して参加をしていく、ということとは別の整理をしているということだ。

**代表質問** 42条のもとの行動であれば自衛隊が戦闘正面に立つことが、政策の選択肢としてあるということだよね。

**浅尾ネクスト防衛相** 日本の自衛隊がいままでそうした活動をしていない中で、そういうところに行ける能力があるとは考えておりませぬ。いや、能力があるというか、そこまで能力がないと

はいいませぬけれども、そういうことを求めているわけでもない。

しかしながら、例えばかつて湾岸戦争でいえばその後方支援という、例えば物資の輸送みたいなことならばできるわけではないか、という整理の仕方だ。あるいは、いま政府がやっている、例えばイラクへの航空自衛隊の派遣なら、これは国連の41条、42条に基づくかといえ、そういう整理はされていないわけだ、仮にそれが国連の42条に基づく活動になった場合は、そういう物資の輸送等々の活動については、停戦合意ができていなくて、PKO 5原則を満たしていない場合でも参加することができるという整理になっています。

**代表質問** 政策選択としてどういう役割を担うかという話は一理あると思うんですが、いまお聞きしているのは、法解釈として42条に基づく行動があった場合、自衛隊は武力行使に参加できる、という解釈でよろしいのかということだ。

**浅尾ネクスト防衛相** 武力行使を結果として伴うものであったとしても、42条というのは、それは自衛権の世界とは別の世界である、と。集団安全保障の世界ですから、別の世界であるという整理をしているわけだ。

**代表質問** 武力行使はしないという、戦後日本がとってきた憲法解釈にはとらわれないということだすね。ひっくり返せば、武力行使はできるということになるわけだ。

**浅尾ネクスト防衛相** 自衛権というのは国連憲章の51条で定められているものでありませぬ、我が国の周辺に限られる。しかし武力行使といったときに、自衛権がいつまでも使われているという事態は、やはり問題があるのではないか。したがって41条、42条という国際社会が介入してきた段階においては、結果として武力行使が伴うことが

あったとしても、それはもちろん政策判断でそうはならないようにしていくということを再三申しあげているわけですが、あったとしても、それは自衛権とは性格を異にするというふうに整理をしている。ですから、そこは主権国家の自衛権行使とは性格を異にしているという文章になっています。

**代表質問** 石破大臣、ISAFですけれども、予算委員会を拝聴している限り、石破大臣と高村大臣は、ISAFに現段階で参加することは非現実的であると強調されることが多い。たしか町村官房長官は、問題提起としては評価するというをおっしゃっています。この点はどうでしょうか。

**石破防衛相** 問題提起としては評価はいたします。ISAFに参加をするのは別に国連決議7章だからということ、私は申しあげているわけではありません。国連決議があれば何でもやるが、国連決議がなければ何にもやらないというのは、P5(安保理常任理事国5か国)も含めて、みんなの国益が一致すればいいんですけれども、そういうことってなかなかないんじゃないか。中国、ロシア、アメリカ、フランス、イギリス、どこか1カ国でも反対したら、どんなに日本のために必要でもやらないというのは、どう考えてたっておかしいと思う。我々が運命をゆだねることができるのは、我々が選んだ政府だけであって、私たちは合衆国政府も選んでなきゃ、ロシア政府も選んでないんであって、それにゆだねるのは変だと思います。

ISAFの場合に、まずどんなニーズがあるのか。そして、そこに参加する場合に、国または国に準ずる組織というものが出来たとするならば、それは従来の日本政府の解釈からすれば、国際紛争解決手段の主体が出てくることになるわけです。そういうのがないところとは、どこがあるのか。そして、能力的にどうなんだ。サマワに出すときも、武器使用権限から、持っていく装備から行く人数までを全部みながら、本当にこれは危険をで

きるだけ回避して、ミッションができるかということ、何か月も何か月も考えてやったことです。あっさりISAFに出すなんて、とっってもいえません。大勢の人が死んでいますから。

武器使用権限をどうするか。何を持っていくか。そのためにどう法律を変えるか。そこまで議論をするのであれば、それは議論する余地はあります。

**代表質問** 最後に、新法のことをもう一度お尋ねしたい。旧法と比べて国会承認規定というのがないわけですね。これは政治的に考えますと、参議院で過半数を形成することは非常に難しい、つまり承認規定があった場合には否決される可能性がある。承認規定については衆議院で3分の2でという再議決規定がないので、これをバイパスするために国会承認の規定を外したのではないのかという見方があります。

どうなるのかわかりませんが、自衛隊を海外に出すという、極めて大きい決断を日本国がする場合に、国会承認規定がないとしますと、一院の意思だけで自衛隊を海外に出すということを認める例を開いてしまうことにならないのか。

石破さんは、シビリアンコントロールについて非常に厳密な解釈をされる方だと理解しているんですけれども、一院のみの意思で自衛隊を海外に出すということは果たしていいのだろうか。お考えをお聞きしたい。

**石破防衛相** 世界192カ国全部みたわけではありませんが、国によって国会の関与の仕方って全部違うんですね。我々があれこそ民主主義国だと思うような国で、国会の議決が一切いらぬという国も実はたくさんある。国によって違うんだと思います。

いまのテロ特措法はメニュー法ですから、あれもできればこれもできれば、あれもできます、と。

そして、いままでの法律と何が違うかというところ、同意を得た他国の領域も行ける、という仕組みになっているわけですね。

しかし、6年間やってきて、他国の領域で何かやるということも非常に考えにくいことである。そしてまた、被災民支援といっても復興はできないことになっていますので、それもニーズとしてはおかしい、ということになる。捜索救難もない。

だとすれば、やるのは補給なんだ、ということにした場合に、法律の組み方がメニュー法ではおかしいことになりそうです。そうすると、実施法という法律を組んだときに、いまのやり方とは国会の承認のあり方が違う。バイパスというよりも、法律の仕組みが違うのだ、と考えています。

参議院でだめだといわれるかどうか、まだわかりません。参議院でご承認いただくべく全力を尽くすというのが、いまの政府の立場です。

**宮地忍（読売出身）** お二人にお聞きします。まず石破大臣、いま自衛隊が国内で米軍にしている輸送支援、あれはテロ特措法の規定に基づいてやっているんじゃないかと思われそうですが、それを打ち切ることにについてはアメリカ側の抵抗はないんでしょうか。

浅尾さんにお聞きします。先ほど洋上給油に反対する理由として①事前承認が認められなかった、②安保理の決議というか、国連の要請がない、③政府の説明責任が果たされていない、を挙げられました。民主党は、2001年に法律ができたときに、特に事前承認が認められないことをもって反対されたんですけど、そのとき、事後承認には賛成をされているんじゃないのですか。党としては、海上自衛艦艇も行って、事後承認には賛成されたはずですが。当時といまを比較すると、少なくとも国連の担保という意味では、いまのほうがより担保されているわけです。担保のされ方は当時のほうが薄かった。だからいまそれを理由にされ

るのは通らないんじゃないかと思うのですが。

それから、国連の、安保理なり何なりの担保がなければ何もやらないというのは、周辺事態なんかの場合にもそれを援用するのか。その辺はいかがなんでしょうか。もちろん、日本有事の自衛権発動の場合には国連は関係ないんでしょうけど、日本有事以外の周辺事態の場合は、国連との関係でなどはどうなるんでしょうか。

**石破防衛相** この空輸、航空自衛隊によります国内の輸送はメニューから落とします。そのことについてはアメリカの了承は得ています。

**浅尾ネクスト防衛相** 洋上給油については、ご指摘のとおり国会の派遣承認については民主党は賛成しています。それはそのとおりです。冒頭申しあげましたように、その後の延長については2つの理由で反対をしている。2つの理由というのは、十分な説明責任が果たされていない。油がほんとにどういう形で使われているのか、説明責任が果たされていないということと、法律の枠組みがもともと反対の枠組みであったということです。

加えて、その後2006年の12月——テロ特措法の延長が審議されたのはその後の話です。2006年の12月にまとめたことに従えば、あともう一つあります。要するにこのときの整理というのは、日本の周辺については自衛権という形で整理をします。しかしそれ以降については、国連憲章の集団安全保障という形で整理をしようとしています。そういう整理でいうと、安保理の要請というものがあつたほうがいいのではないかと、先ほど申しあげたところであります。

**伊藤三郎（朝日新聞出身）** 討論のメインのテーマじゃないためなのかなとは思いますが、守屋前事務次官のことについてのやりとりが少ないのが不思議な気がしています。いまの国会で、守屋前事務次官の証人喚問を民主党は求めている。

民主党はこれを今後のテロ特措法との議論との関連で、絶対的な条件にされるのかどうか。

それから石破大臣は、場合によっては前事務次官から事情を聞かれた後には、証人喚問にも応ずるべきだと考えられるのかどうか、うかがいたい。

**浅尾ネクスト防衛相** 私の属します参議院の外交防衛委員会におきましても、証人喚問を要請いたしました。したがって、国会で先に要請があったものを先に審議するという原則からすれば、それは一つの条件になるだろうというふうに思います。

加えて私は、守屋さんと、このテロ特措法との関連で今後追及していかなければいけないものがあると思っています。それは、今回話題になっております購買専門商社、山田洋行であれ、ミライズであれ、それがどういう機能を果たしているのかということです。それがなぜテロ特措法と関係するかといえば、日本の買っている油、これは2社が供給している。その2社の具体名を、いまだ防衛省は明らかにしていない。しかし、その2社がほんとに供給する能力がある会社なのか。それとも単に、専門商社なのか。もしそうなら、そこにも同じ構図があるのではないか。

**石破防衛相** 証人喚問するかしないかは国会がお決めになることなので、政府としてあれこれ申しあげることはいたしません。仮に国会がお決めになったとするならば、それは一般論としては応ずるべきものです。

**代表質問** アフガンに対する日本の支援に関連して先日、JICAの緒方総裁がこの日本記者クラブで会見されました。日本として、JICAとして、いま、およそ50人の職員がアフガンで活動し、保健、医療など、民生分野での支援活動に当たっているそうです。しかし、いまの議論を聞いていると、自衛隊ありきという話を中心になってしまっていて、民生分野での日本の支援、日本が果たすべき

役割、あるいはそれをどう拡大していくのかという議論が飛んでいるんじゃないのかというような感想を示唆されました。

確かに政府の公報をみても、民生分野での日本の貢献は結構やっているわけですね。1,000億円以上のODAみたいなものを出していますし、人も出している。今後、これをさらに広げていくというほうが国民の理解を得やすいのかなという気もするんですが、なぜこの民生分野での協力、拡大というお話をあまりしようとししないのか、石破さんにお聞きしたい。

**石破防衛相** これは私どもも、もっと強調していかねばならないことだと思っております。12億ドルというのは世界第2位の拠出額かと思えますが、それだけのお金を出し、そしてそれもかなりきめ細かく使われている。防衛省が説明することでもありませんが、もっと政府全体として説明をしていきたいと思っています。

ただ問題は、それを実施するうえで、どれだけのマンパワーを供給し得るかということも、やっぱり問われるんだろうと思っています。JICAもそうですが、ほかにやっぱり、例えばサマワでやったような、ああいう活動というものもあるのかもしれない。ただ、いまの法律、テロ特措法ではなかなか読みにくい。被災民支援というところで全部読めるかということ、読めない。今度の新法の場合には、給油、給水に限るということになっている。将来的にどうするかということ、やっぱりちゃんと議論しなければいけないと私は思っています。

いまさらそんなこといってもしょうがないんですが、だから私は、一般法という法律をつくっておきたかったんです。メニュー法として、いろんなものができますよ、と。自衛隊だけじゃなくて、軍民一緒にするこういう活動もありますよ、と。いろんなメニューを並べて、その中のどれを選ぶのが一番いいんだろうか。そしてそれは全部原則

として事前の承認をかける。その一般法をちゃんと用意しておけば、こういう議論のときに、いちいち法律を立てるのどうのという話じゃなくて、もっとちゃんとした議論が短期間でできるのに、という気がしています。

**代表質問** であればなおさら、テロ特措法を新しくするとき、給油、給水に絞らずに、やはりメニュー法にし、民生支援の分野もそこに加えたものをつくって、国会承認もそこへ残しておくというやり方もあり得たんじゃないんですか。

**石破防衛相** あり得たと思いますね。正直いえばそう思います。ですけど、私はもう方向性が決まってから政府に入ったので、いまさらひっくり返せといってもなかなか不可逆的なところもありましてね。

前政権のことを現政権の閣僚がとやかく申しあげるべきではないけれど、11月1日に切れることは、1年前から決まっていたわけです。一方、参院選の結果はどうなるかわからない。やっぱり1年と期限を切ったときに、いまおっしゃるようなメニュー法の新しいものというのを用意して議論をしておくことは、必要なことだったのではないかと思います。それは議会で何度も主張したけれど、なかなかそうならなかった。一般法も私としてはもう法律の条文まで全部書き上げていたんです。

ですから、やっぱり政治において泥縄っていけないという気はするんです。でも、人の命がかかっている話、それだけ大事な話を日本政府としていまやることで、エッセンスは何かというと補給、給水、そうふうに決めて、この法律をつくっているんです。

こういうことをいうといけないのかもしれませんが、特措法形式というのは、もうそろそろやめにしませんか？ほんとに一般法というのを議論しませんか？憲法との関係、国会との関係、それは

ぜひ多くの方々のご理解、あるいはご批判をいただきたい、と思っています。

今回は補給新法に全力を挙げます。

**代表質問** 私は、民主党はその名にふさわしい民主的な議論が不足しているのではないかという点にこだわっているんですが、先ほど、浅尾さんは、それは原則が決まっているんだから、議論はこれからだとかわされた。

まず、10月10日の衆議院の予算委員会で、いま与野党通じて屈指の安保論客といわれている前原副代表がこの問題に一言も触れられなかったのはなぜなのかをお尋ねしたい。その夜、前原さんは公開シンポジウムに出席をされて、この問題で党内議論は全然まとまってない、と。さらに、自由党と合併する以前からの民主党議員の中には、違和感を感じている人はかなりいると思うと、こう発言されているわけです。この違和感を感じられる側に浅尾さんも入っているのかでしょうか。

**浅尾ネクスト防衛相** まず、前原さんがなぜ予算委員会で取りあげられなかったか。それは私にはわかりません。違和感を感じているかということについていえば、来週中には民主党としての案を示して、そしてまとめていくということですから、違和感を感じていないということです。

**代表質問** 小沢さんの「世界」の論文が出たときに、国会で大変な話題になった。政府・自民党のほうから、ISAFに自衛隊を出すのは違憲ではないかという発言が出た。閣僚の中にもそういう趣旨のことをいわれた方がいる。

ISAFといっても、戦闘正面に立つ部分とそうでない部分がいろいろあるはずですから、そこを一刀両断にして、ISAFへの参加即違憲であるという。石破さんがそういう発言をされたかどうかはフォローしておりませんが、そういう議論とい

うのは、少し政府・自民党としては雑過ぎないかなという気がします、いかがでしょうか。

**石破防衛相** はい、もっと緻密な説明をしなければいけないと思っております。

日本国憲法第9条第1項の「国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使は、国際紛争解決手段としては永久にこれを放棄する」。憲法9条に違反するとは、どの部分のどこに違反するのか、ということまで、精緻に詰めていかないとだめです。

国権の発動たる戦争かといえば違うでしょうね。じゃ武力による威嚇か？違うでしょう。じゃ武力の行使なのか、そして国際紛争を解決する手段としてなのかどうなのか。そのあたりをISAFの実態とあわせて、精緻にやったときに、真っ白の白ということがいい切れな部分が残る、ということだと私は思っています。

つまり、日本国政府のいままでの考え方からいえば、国際紛争というのは「領土等をめぐる国または国に準ずる主体の間における武力を用いた争い」という定義をしてまいりました。だとすれば、ISAFの相手方に、国または国に準ずる組織が、ほんとうに入っているかどうか。そういうところまで全部精緻にみたうえでなければ、ISAFはOKとか、全然だめとか、そういう議論にならない。

**代表質問** 石破大臣にお尋ねします。本来、高村外務大臣に聞くべきかもしれませんが、先週、ちょっと気になった発言で、洋上給油活動が必要だということのご説明の中で、この活動はローリスク・ハイリターンなんだと外務大臣は発言した。安全で安上がりなんだというレトリックが使われた。これは国際平和協力の大義に照らして、どうなんだろうか。日本の外務大臣が世界に発信する言葉として、国内向けの説得を急ぐあまり、ちょっと逸脱しているんじゃないかと思うんですけど

ども、石破大臣はどうお考えになるか。こういう表現はいかがかという議論が政府内でないのかどうか。

**石破防衛相** 一番いいのはローリスク・ハイリターンに決まっているわけですが、しかし、じゃあほかの国はどうなの？となる。ハイリスク・ローリターンの国もあるかもしれない。ハイリスク・ハイリターンの国もあるかもしれない。いろんな国があるんだろうと思います。私たちは、ほかの国にいろんな負担を負わせて、という国であるべきなのか。ローリスク・ハイリターンが一番いいに決まっているのだけれど、その辺は高村大臣もお考えのうえで発言されたことだと思います。

リスクとリターンということは、もちろん国益という意味からすれば考えなければいけないことなのだけれども、じゃその分、どこの国に行くんだろうね、ということもあわせて考えるべきです。高村大臣ももちろん深くお考えですし、政府の中でも、そのことについてどうなんだ、という議論は、これから先、行われるべきものだし、行われると確信しています。

ハイリスク・ローリターンというのが一番悲しいのですが、あるいはそんな国もあるのかもしれませんが。やはりそれをどうやって国際社会で分担し合っていくかということも、きれいごとかもしれないけれど、我が国としては考えていかねばならないことかなと思っております。

**司会** ありがとうございます。まだ積み残した問題もあると思いますけれども、これで本日の討論会を終わりにしたいと思います。

日本記者クラブでは今回を皮切りに、現職閣僚と民主党のネクスト大臣の討論会を続けたいと思っております。きょうはその第1回目ということで、お二方、どうもありがとうございました。

(文責・編集部)